

改正

平成18年3月31日条例第245号

平成21年3月26日条例第10号

平成22年9月30日条例第23号

深谷市奨学資金給与条例

(目的)

第1条 この条例は、深谷市民で、進学の意志と能力を有しながら経済的な理由により修学が困難な者に対し、学資金を給与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で「奨学生」とは、学資金の給与を受けて高等学校、高等専門学校及び中等教育学校の後期課程に在学する者をいい、「奨学金」とは奨学生に給与する学資金をいう。

(奨学生の決定)

第3条 奨学生は、奨学金を希望する者で、次の各号の条件を具備する者のうちから毎年35人以内を市長が決定する。

- (1) 性行善良であつて、学業成績が良好な者
- (2) 経済的な理由により学資支出の困難な世帯の子
- (3) 現に在学する学校長又は出身学校長が奨学生として推薦した者

2 市長は、前項の規定にかかわらず、深谷市修学奨励資金給与条例（平成18年深谷市条例第106号）により給与者と決定した者については、これを奨学生とすることができる。

(選考委員会)

第4条 奨学生の選考のため市長の附属機関として深谷市奨学資金給与選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は市長の諮問に応じ、次の事項を審議し、その意見を答申する。

- (1) 奨学生の選考に関すること。
- (2) 奨学資金給与制度の運用に関すること。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教育委員

(2) 深谷市立小学校に在学する児童又は深谷市立中学校に在学する生徒の保護者

(3) 学識経験者

2 委員は、年度ごとに市長がこれを委嘱する。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会を代表し、会議を司会する。

3 委員会は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたとき、その職務を代理する委員をあらかじめ定めておかなければならない。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(奨学金の月額)

第8条 奨学金の月額は、埼玉県立の高等学校の全日制の課程の授業料の年額を12で除して得た額に相当する額とする。

(奨学生の給与期間)

第9条 奨学生は、これを受けるに至った月からその学校の正規の修業期間（高等専門学校の場合は、その学校の修業期間のうち、高等学校における正規の修業期間に相当する期間）を終了する月までの期間給与する。ただし、奨学生は、奨学金の給与について、いつでも辞退することができる。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第3条第2項の奨学生については、給与期間を別に定めることができる。

(奨学金の交付)

第10条 奨学金は、毎月本人に交付する。ただし、特別の事情があるときは、数月分を合わせて交付することができる。

(奨学金の停止)

第11条 奨学生が休学したときは、その事由の発生した翌月からその事由のやんだ月までの期間、奨学金の交付を停止する。

(奨学金給与の取消し)

第12条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給与を取り消さなければならない。

- (1) 深谷市民でなくなったとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学生として適当でないと認めるとき。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深谷市奨学資金給与条例（昭和43年深谷市条例第15号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月31日条例第245号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日条例第10号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第5条第1項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年9月30日条例第23号抄）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(4)まで 略

(5) 第3条及び第5条の規定 平成23年4月1日